

長浜市パートナーシップ宣誓制度(素案)について

1. 趣旨

人権啓発の取組の一環として、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちに対する理解を深め、日常の生きづらさを軽減し、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現を目指し、長浜市パートナーシップ宣誓制度を策定します。

2. 制度の背景

性の多様性については社会的に認識が進んでいるものの、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちに対する差別や偏見により、当事者の方が様々な困難を抱える状況は厳しいものがあります。

このような中、近年は同性婚を認めていない現行制度は違憲とする判決や、全国の地方自治体でパートナーシップ制度の導入が進むなど、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちを取り巻く環境は変化してきています。

本市においては、これまでの啓発の取組に加えて、多様な性のあり方に対する理解促進の取組の一環として、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちの暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ制度の導入について検討を進めてきており、今般、市の附属機関である「長浜市人権尊重審議会」及び「長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会」において、制度の導入に対する前向きな意見や、行政の役割をしっかりと担っていくべきだという意見を多数いただきました。

このことを踏まえ、市民の性の多様性への理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、性的マイノリティ（LGBTQ）の人権に関する理解を広げていくための取組の一つとして、パートナーシップ制度の導入に着手しました。

一方、国では、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法が施行されました。

3. 制度の概要

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、一方又は双方が性的マイノリティ（LGBTQ）である二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、又は継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対して、市が宣誓受領証及び宣誓書受領証カードを交付する制度です。

受領証等の交付により、法律上の権利や義務を生じさせるものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての思いを尊重し、多様性を認め合うことを市として応援するものです。

4. 制度における用語の定義

- (1) 性的マイノリティ（LGBTQ）：性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう
- (2) パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティ（LGBTQ）である二人の者の関係をいう
- (3) 宣誓：パートナーシップにある二人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう

5. 宣誓の要件

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること
- (2) 双方又は一方が市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を予定している場合を含む。）こと
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

6. 宣誓の方法

- (1) 宣誓日を事前に予約する。（宣誓場所は長浜市役所本庁を予定しています。）
- (2) 宣誓当日、宣誓するお二人が職員の面前でパートナーシップ宣誓書に記入する。
- (3) 自ら宣誓書に記入することができないときは、当事者以外の方に代筆してもらうことができる。
- (4) 宣誓書に通称名の使用もできる。

7. 宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍抄本その他、現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

8. 本人確認

宣誓される方の本人確認のため、次のいずれかの書類を提示していただきます。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

9. 受領証等の交付

市は、宣誓書、提出書類等を確認し、要件を満たしていることを認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付します。

10. 宣誓事項の変更

住所変更、氏名変更、通称名を変更した場合など、宣誓した内容に変更が生じた場合は、変更届を提出していただきます。

11. 受領証等の再交付

宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、再交付申請書を提出していただきます。

12. 受領証等の返還

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、返還届に交付を受けた受領証等を添えて、届け出ていただきます。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき
- (2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき
- (3) 一方が死亡したとき
- (4) 一方又は双方が、宣誓要件に該当しなくなったとき

13. 受領証等の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合は、宣誓は無効とします。

14. 協定による手続き

連携協定を締結している自治体から転入し、引き続き宣誓制度を継続することを希望するときは、住所異動に伴う手続きの負担を軽減するため、申告により、手続きが一部省略できます。

15. 提供する行政サービス

宣誓により利用可能となる行政サービスについて、市のホームページ等で随時情報を提供します。

16. 市民及び事業者への周知・啓発

市は、市民及び事業者がこの制度の趣旨を十分に理解し、社会活動において尊重されるよう、周知・啓発に努めます。